

ダナン日本商工会議所 会則

〔総則〕

第1条「名称」

- (1) 本会は、「ダナン日本商工会議所」と称する。
- (2) 英文名：THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY IN DANANG
(略称「JCCID」)
- (3) ベトナム語：HIỆP HỘI CÁC DOANH NGHIỆP NHẬT BẢN-CHI HỘI TẠI T.P ĐÀ NẴNG

第2条「目的」

- (1) 本会は、会員相互の交流と親睦、及び日本・ベトナム両国の親善、文化交流をはかり、かつ両国間の通商、及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
- (2) 本会は、営利を目的としない。また特定の個人あるいは法人、その他の団体の利益を目的とした事業は行わない。本会は、政治に関与しない。

第3条「本部・支部」

- ・本会は、ハノイに本部を置く「ベトナム日本商工会議所（THE JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY）」のベトナム中部地域の支部として活動する。
- (*但し、JCCI/JCCH とは完全に独立した別組織である)

第4条「事務所」

(1) 所在地：3F, Grandvrio City Hotel, 01-03 Dong Da, Thach Thang, Hai Chau, Da Nang city, SR Viet Nam

(2) 連絡先：info@jccid.org

(*代表：事務局メールアドレスのみ、電話およびFAXはナシ)

〔会員〕

第5条「会員資格」 (以下 *7)

(1) 本会議所は、次の会員をもって構成する

(ア) 一般会員：下記すべての資格を満たす法人あるいは団体とする。

a) ベトナム国内に拠点があり、ベトナムにおいて法的に登録された法人あるいは団体

*地域は限定しない

b) 日系企業、もしくは日本人出資者からの出資があること

*法人あるいは団体の国籍は問わない

c) 理事会にて過半数の承認を得られること

(イ) 特別会員：下記すべての資格を満たす法人あるいは団体とする。

a) ベトナム国内に拠点があり、ベトナムにおいて法的に登録された法人あるいは団体

*地域は限定しない

b) 日系企業ではないが、1名以上の日本人を常用雇用している法人または団体である

c) 理事会にて過半数の承認を得られること

- (2) 一般会員ならびに特別会員は、総会ならびに本会主催の各会合に参加できるものとし、議決権を有するものとする。
- (3) 理事および執行役員は、一般会員のみが就任資格を有する。
- (4) 円滑な情報伝達などの目的のため、当会との連絡窓口としての代表者（会社・団体の代表者と限らない）に加えて、副代表者の選出を依頼する場合がある。

*特別会員の代表者は、必ず日本国籍を有すること。（以上 *7）

第6条「入会」

- ・ 本会への入会の申請は、理事会で定めた書式（入会申請書）によるものとし、理事会の承認により会員となる。

第7条「退会及び除名」

- (1) 本会より退会を希望する会員は、文書にて会頭に退会を届け出るものとする。
- (2) 種々の事由により、退会届が提出されていなくとも会員が退会に足ると判断できた場合、理事会の承認により退会したものとして処理するものとする。
- (3) 会頭は、次の場合、理事会の承認を得て、会員を除名することができる。
 - a) 会員の行為が本会会則に反し、会員として不適当と認められた場合
 - b) 会員の行為が、本会の名誉を著しく傷つけ、あるいは本会に損害をかけた場合
 - c) 会費の滞納が4ヶ月以上に及ぶ場合 (*7)
 - d) 会員が会員名簿などを営利活動等のために会員以外に貸与あるいは提供した場合
- (4) 退会あるいは除名された場合、既納した会費は返却しない。

〔理事〕

第8条「理 事」

- (1) 本会の理事とは、会頭、副会頭、事務局長、会計、監査役およびその他の本会の運営を補佐する理事から構成される。
- (2) 理事は、「一般会員」企業の当会への代表者あるいは副代表者とする。
- (3) 理事の選出方法は、前年度の理事会において当該年度の理事候補を推薦し、前年度理事会においてこれを決定する。
- (4) 理事の任期は、当該年度定期総会の開催日以降、次年度定期総会までの1年間とする。理事、役員は再任されることができる。尚、理事あるいは役員が任期未了のまま退任する時は、改めて選出される。
- (5) 理事の定員数は、会頭が提案し、理事会においてこれを決定する。

第9条「執行役員」

- ・ 本会に次の執行役員を置く。その任期は、当該年度定期総会の開催日以降、次年度定期総会までの一年間とする。

a) 会頭 b) 副会頭 c) 事務局長 d) 副事務局長 e) 会計 f) 監査役

第10条「執行役員の職務と選出方法」

- (1) 会頭は、本会を代表し、本会の資産を管理するとともに一切の会務を総括する。

選出方法は、当該年度理事による理事会において、当該年度理事による互選により会頭候補者を選出し、定期総会での承認を経て決定される。

- (2) 副会頭は、会頭を補佐し、会頭と共に本会の運営上必要な業務を担当する。

選出方法は、任期の当該年度理事による理事会において、会頭候補者が会員の中から推薦し、承認、決定される。

(3) 事務局長は、本会の運営上必要な庶務を担当する。

選出方法は、任期の当該年度理事による理事会において、会頭候補者が会員の中から推薦し、承認、決定される。

(4) 会計は、第15条に定めるものとする。

(5) 監査役は、第16条に定めるものとする。

(6) 執行役員が任期末了のまま退任する時は、本条に定める各執行役員選出方法により改めて後任者が選出される。但し、会頭の場合は、本会則第13条(4)及び本条(1)にも拘らず、後任者を総会ではなく理事会で決定できる。会頭に事故ある場合などの代行者は、執行役員会による互選にて決定できる。

第11条「無報酬」

・本会の理事、執行役員は、その任期中に行う役務に対する如何なる報酬も受けない。

〔会議〕

第12条「総会」

(1) 本会は、総会を以って最高議決機関とする。

(2) 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は、会頭または理事会が必要と認める時、もしくは会員総数の五分の二以上の要求があった時、会頭がこれを召集する。

(3) 総会は、会員総数の半数以上の出席、あるいは委任状によって成立する。議決もしくは承認には、出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

(4) 総会などの公的な会合には日本国籍のある者のみが出席を認められる。ただし、懇親会、あるいは他国籍のゲストを招いて開催される行事は、その限りではない。

(5) 総会は、次の事項を議決もしくは承認をする。

- a) 会則の変更
- b) 解散
- c) 会頭の選任および解任
- d) 予算および決算の承認
- e) 入会金および年会費の金額の決定

第13条「理事会」

(1) 理事会は、理事および監査役を以って構成し、本会の主たる運営にあたるものとする。理事は代理人を出席させることができる。理事、並びにその代理人以外は議決権を有しない。

(2) 理事会は、期理事会及び臨時理事会とし、定期理事会は原則として毎月1回開催し、臨時理事会は、会頭が必要と認める時、もしくは理事総数の三分の一以上の要求があった時、会頭がこれを召集する。

(3) 理事会は、理事総数の半数以上の出席によって成立し、議決もしくは承認には、議決権を有する出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

(4) 理事会は、次の諸事項を協議、議決もしくは承認をする。

- a) 総会提出議案の審議と決定。
- b) 会員の入会の承認、及び除名の決定。
- c) 執行役員の選任及び解任。但し、会頭については総会で決定する。

d) その他、本会の目的達成の為に必要な諸事項の協議。

第14条「執行役員会」

- (1) 本会は執行機関として執行役員会を置く。
- (2) 執行役員会は、第9条に定める執行役員にて構成される。執行役員会は理事会と同時開催すること、また会頭の判断にて臨時で召集することができる。
- (3) 執行役員会は、次の事項を協議決定する。
 - a) 理事会で審議決定する諸事項の予備協議
 - b) 第12条(5)及び第13条(4)に定める、総会及び理事会の議決、承認事項以外の諸事項の決定
 - c) 会頭に事故ある時の会頭職務の臨時代行者の決定

〔会計〕

第15条「会計」

- (1) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (2) 選出方法は、任期の当該年度理事による理事会において、会頭候補者が当該年度理事の中から推薦し、承認、決定される。

第16条「監査役」

- (1) 監査役は本会の会計を監査する。尚、監査役は理事会に出席できるものとする。

- (2) 選出方法は、任期の当該年度理事による理事会において、会頭候補者が当該年度理事以外の中から推薦し、承認、決定される。

第17条「会費」

- (1) 本会の運営資金は、会費及び寄付等によるものとし、その金額は総会にて決定する。
- (2) 会費は、事務局からの請求に基づき1年分を前納とする。年度途中からの入会においても、時期にかかわらず1年度分の金額を請求する。(*7)

第18条「会計年度」

- ・本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条「決算」

- ・会計は毎年3月31日に決算を行ない、監査役による会計監査の後、決算該年度の理事会による審議及び決定を経て、定期総会に会計報告書を提出し、承認を得なければならない。

第20条「予算」

- ・理事会は、毎年4月1日以降の1年間の予算を作成し、予算該年度の理事会による審議及び決定を経て、定期総会に予算書を提出し、承認を得なければならない。

〔その他〕

第21条「解散」

・ 本会は、次の理由により解散することができる。

a) 総会において解散が決議されたとき。

b) ベトナム政府、又はダナン市人民委員会より解散命令が出たとき。尚、当支部が解散した場合、会頭はすみやかに本部である「ベトナム日本商工会議所」に届出を行うものとする。

c) 本部である「ベトナム日本商工会」が解散した場合、本会も自動的に解散する。本会の解散に際し、負債を返済した後、なお余剰資産がある場合、その処分方法は総会で決議する。

第22条「寄付」

・ 特定の催しや災害の際などの寄付行為は、会として運営金からまかなう場合は理事会の過半数の同意で承認を認められる。

以上

— 2008年10月8日 制定

※1：2015年12月16日 改定

※2：2015年12月16日 改定

※3：2017年01月11日 改定

※4：2018年01月01日 改訂

※5：2018年12月20日 改訂

※6：2023年4月7日 改訂

※7：2024年3月28日 改訂